

あなたの世帯が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。(市内転居用)

令和5年11月6日

該当項目	<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳等の住所変更	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証、旅券など)
療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳等の住所変更	療育手帳(愛の手帳)
障害者総合支援法及び児童福祉法の福祉サービス又は、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)を利用している方。		⑤	障害福祉課	福祉サービス又は自立支援医療の手続き	受給者証、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証、旅券など)
障害者医療費助成の対象者の方。		⑤	障害福祉課	受診証の住所変更	受診証
扶養共済制度の加入者またはその扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金支給開始後における年金管理者の方。		⑤	障害福祉課	扶養共済制度加入者等の氏名(住所)変更	加入証書 口数追加証書 戸籍謄(抄)本(氏名の変更がある場合) 年金証書(年金受給権者の場合)
国民健康保険に加入している方で、世帯主に変更がある場合。		⑩	保険年金課 又は支所	保険証の差替え	世帯全員の保険証
国民健康保険に加入している方で、限度額適用認定証をお持ちの方がいる。		⑩	保険年金課 又は支所	限度額適用認定証の住所変更等の手続き	限度額適用認定証
被爆者援護資格認定証をお持ちの方がいる。		⑱	生活福祉課	住所変更の届	認定証
ごみの排出日について		⑳	ごみ減量 対策課	パンフレット配布	
トイレがくみ取り式になる。 くみ取り式でなくなった。		⑳	ごみ減量 対策課	転居の届 手数料の精算	
犬を所有している。		㉑	環境保全課	犬の登録変更の届出	
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方がいる。		㉒	市民課 又は支所	券面記載事項変更の届	マイナンバーカード 住民基本台帳カード
マイナンバーカードの電子証明書をお持ちの方がいる。		㉒	市民課	署名用電子証明書/利用者証明用電子証明書の更新の手続き(希望者のみ) ※転居により自動的に失効するため	マイナンバーカード (パスワードの入力が必要です)

小児医療費助成の受給者がいる。		㊷	こども相談課 又は支所	医療証の住所変更	㊹ 医療証
児童手当を受給している。		㊷	こども相談課 又は支所	住所変更の届	
ひとり親家庭等医療費助成の受給者がいる。		㊷	こども相談課	福祉医療証の住所変更 →支所では手続きできません。	㊹ 福祉医療証 担当課へお問い合わせ下さい。 内線2375
児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している。		㊷	こども相談課	住所変更の届 →支所では手続きできません。	証書など
ひとり親家庭等家賃助成を受給している。		㊷	こども相談課	住所変更の届 →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせ下さい。 内線2375
市営住宅に入居している。	本庁舎 4階		都市整備 総務課	市営住宅の明渡し又は 世帯員変更の手続き	都市整備総務課住宅担当にお問 い合わせください。 0467-61-3679(直通)
上下水道料金の減免を受けている方。	本庁舎 4階		下水道経営 課	旧住所の減免解除及び 新住所の減免申請手続 き	住所変更後の減免理由となる証 書や手帳等の原本。
転入学通知書に記載の指定校以外の鎌倉市立小中学校へ就学希望の場合。	第4分庁舎 1階		学務課	指定校変更に関する手 続き	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3796(直通)

問い合わせ 鎌倉市役所 0467(23)3000

令和5年11月6日改訂

※印鑑登録については、自動的に新住所に変更されますので手続きは必要ありません。

※国民年金や厚生年金を受給されている方については、  
日本年金機構に住所変更の届出が必要となる場合があります。  
詳しくは、藤沢年金事務所(電話 0466-50-1151)へお問い合わせください。